

# 市民後見人No.87

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.97)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0003 東京都品川区八潮5-9-11 区民活動交流施設「こみにゆていぶらざ八潮」協働推進室内

TEL : 03-5492-7448 (通話専用です／当面、月曜日の10-16時の間対応します)

FAX : 03-5492-7458 (ファックス専用です／24時間対応 できます)

MAIL : [npokouken@gmail.com](mailto:npokouken@gmail.com)

URL : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

## ■ 27 件目 (84 歳) 28 件目 (72 歳) ■

### ～相次ぎ、年の瀬審判～

東京家庭裁判所は12月18日、品川区在住の84歳女性(区長申立)の成年後見人を本会に、成年後見監督人を品川区社会福祉協議会とする審判を、また24日、同区在住の72歳男性(同)の保佐人を本会、補佐監督人を同協議会とする審判をそれぞれ行いました。本会の累計受任数はこれで28件となります。審判が確定するのは年明けになるので、登記され次第、後見活動を行っていきます。

### ■ 後見業務G事務局が改革案 ■

受任数が多くなり後見業務に関する様々なケースを経験することにより、書類提出などの事務処理をより円滑に行うため4人の理事で構成する後見業務グループ(G)がいろいろ改革案を提案しています。

その一部は既に12月20日の同G勉強会で報告されました。担当理事の皆さんは、年末まで連日、議論を続けていました。市民後見人の会が発展していくためには、試行錯誤は避けられません。

今後も新たな提案があると思いますので、ご協力ください。

### ■ 養成講座・区報などで受講生を募集 ■

本会が主催する「市民後見人養成講座」(15年1～3月)の受講生募集記事が、品川区広報「しながわ」の12月21日号に掲載されました

また、品川ケーブルテレビでも、12月27日～1月2日まで取り上げています。

さらに、本会のことについて取材に見えたコミュニティペーパー月刊「品川ニュース」の方に、講座のことをお話ししたところ1月号に「市民後見人について知ろう」と記事の終わりに、受講生を募集していることも書いていただけました。

年末年始の休みが入ってしまった募集日程のため、どの程度の区民が応募してくるか読めません。

会員各位も引き続き、受講生をご紹介します。

**会員の皆様のご協力、ご活躍で会活動は確実に進展しています。  
どうか新年が良い年でありますように…**

(文責・古賀)